

2025年12月2日

株式会社朝日新聞社 さいたま総局 御中

さいたま市聴覚障害者協会
会長 川津 雅弘

朝日新聞「くらし」手話言語条例に関する掲載記事についての質問

当協会（会員145名、賛助会員：54名）は、さいたま市で暮らす聴覚障害者を支える福祉事業を担う社会資源として、障害のある者、ない者が共に手を取り合って暮らせる共生社会を目指して活動している当事者団体です。

去る11月25日付けの貴社の朝刊「くらし」に『手話言語条例は「ろう者」だけのもの？／中途失聴・難聴者、使う人ほかにも／さいたま市の条文で波紋／対象や表現、自治体で違い』という見出しで記事が掲載されました。

この記事につき、3点の質問と私どもの見解を下記の通り述べたいと思います。

本書到着後、1週間以内に文書にて回答をいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. この記事では『手話言語条例は「ろう者」だけのもの？／中途失聴・難聴者、使う人ほかにも／さいたま市の条文で波紋／対象や表現、自治体で違い』と書かれています。
『「ろう者」だけもの？』のタイトルにした理由を教えてください。
2. 記事の中に、『市聴覚障害者協会の川津雅弘会長は、「難聴者らを排除するものではない。言語としての手話普及の目的は同じ」と話す。』と書かれていますが、団体名、名前を掲載して記事にするにあたり、事前に取材対象である当会に、記事の確認が無かったことについて、理由を説明してください。
3. 今回の記事は、どのような確認を経て、掲載されたのか教えてください。

【私どもの見解】

川津の発言内容は、以下の通りです。

『手話言語条例は、手話が私たちの言語であることに対する理解であること。当会は「中途失聴難聴部」が組織の中にあり、難聴者を排除するものではないこと。難聴者・中途失聴者のための手話教室を開催し、手話がわからない人のために、要約

筆記の情報保障を用意している』

今回の記事の掲載に関しては、取材対象であった当会への確認がなく、また、言語条例が制定され、手話が言語であることを一般の市民に広く知ってほしいと企画したイベントの写真や発言が、私たちの思いと違う形で掲載されたことを非常に残念に思っております。

(回答先)

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-213-1
さいたま市大宮ふれあい福祉センター4階団体交流室
さいたま市聴覚障害者協会事務局
電話・FAX: 048-653-7324
Mail:fukusi@bz03.plala.or.jp